最終更新日：2015年8月19日
株式会社トランザクション
代表取締役社長　石川　諭
問合せ先：03-5468-9033（総務部）
証券コード：7818
http://www.trans-action.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、健全で持続的な成長を実現すべく、株主、お客様、社員さらに社会に対して、経営の透明性、健全性、遵法性の確保に努めることが、コーポレート・ガバナンスの要諦であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石川　諭	2,623,300	40.73
石川　葵	496,000	7.70
石川　新	496,000	7.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	436,100	6.77
石川　智香子	296,000	4.60
株式会社日本政策投資銀行	193,100	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75698口）	191,600	2.98
野村信託銀行株式会社（投信口）	160,000	2.48
トランザクショングループ社員持株会	156,400	2.43
日本生命保険相互会社	110,000	1.71

支配株主（親会社を除く）の有無	石川　諭
親会社の有無	なし

補足説明

特記事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である代表取締役社長石川諭は、本人と近親者の有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数を占めており、支配株主に該当します。

当社においては、支配株主との間で取引が発生するような場合には、その取引金額の多寡にかかわらず、取締役会において取引内容、取引条件の公正性・妥当性を審議の上、その決議をもって適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古田　利雄	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田　利雄	○	特記事項はありません。	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に反映していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の法律顧問先の代表弁護士でありますが、当社が支払う顧問報酬は、当社及び同事務所それぞれ年間売上高比、僅少であり、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行っております。
また、内部監査計画、内部監査結果および業務改善に関する提案事項等については、内部監査部門から定期的に監査役に報告がなされており、相互に緊密な連携が保たれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木　稔郎	他の会社の出身者													
富田　直也	公認会計士													
松嶋　隆弘	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　稔郎	○	特記事項はありません。	他社での経営者及び監査役としての豊富な経験・見識等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、他の会社の出身者であり、当社との特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。
富田　直也	○	特記事項はありません。	公認会計士および税理士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。
			大学教授および弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。

松嶋　隆弘	○	特記事項はありません。	また、当社との特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上および企業価値増大への貢献意識の向上を目的として、グループ会社取締役・監査役・従業員にストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年8月期における役員報酬の内容は、次のとおりであります。
取締役　5名　85,260千円　　監査役　4名　13,200千円（うち　社外4名　13,200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針については、株主総会において決議いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役報酬等は会社の業績・個人の貢献度を勘案して決定され、監査役報酬等は監査役会で決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は、総務部が担当しており、取締役会の事前通知、資料提供等を行い、取締役会での審議および決議の円滑かつ実効性ある運営に努めております。また、その他の必要な報告・連絡につきましては、常勤監査役および総務部が適宜実施し、情報格差の発生を回避しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社制を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督および監査を行っております。当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部統制に係る機関・機能は以下のとおりであります。

（1）取締役会
取締役会は、取締役6名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会を開いているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

（2）監査役・監査役会
監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）で構成し、定例で毎月1回以上開催され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。社外監査役のうち2名の非常勤監査役は、それぞれ弁護士、公認会計士の資格を有しており、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。
監査役は、株主総会や取締役会への出席、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、監査役監査を実施し、取締

役の業務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人や内部監査室とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

（3）経営会議

経営会議は、当社の取締役（常勤）及び常勤監査役並びに子会社の社長、グループ各社の本部長・部室長で構成しており、毎月１回開催し、当社グループの経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社グループの業務遂行状況に関する報告・審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

（4）内部監査

内部監査は、内部監査室が担当し、その人員は2名ですが、内部監査規則に基づき必要に応じて、社内の適任者による支援可能な体制が確立しております。監査区分を業務監査・会計監査とし、社長承認を得た年度監査計画書に基づき、本社各部署及び子会社の各部門・営業拠点につき原則年１回以上実地監査を実施しております。

（5）会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受ける体制を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、当社は監査役会設置会社制を採用しており、取締役会と監査役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を構成しております。現在、社外取締役１名及び監査役全員が社外監査役であり、経営の監視の面では十分に機能する体制が整っていると考えております。

また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において、株主が積極的に株主総会の議案について権利行使していただくことは、株式会社制度の根幹をなすものであるとの認識のもと、当社においては、株主の利便性を考慮に入れ、出席しやすい場所を確保したいと考えています。 また、株主総会において、映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、株主総会の活性化のための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	＜投資家説明会実施概要＞ 実施時期　毎年4月、10月前後 説明者　代表取締役社長 実施内容　(1)決算の概要および業績の予想 (2)事業内容とビジネスモデル (3)今後の成長戦略　など 参加者　機関投資家、アナリスト、マスコミ関係者など	あり
IR資料のホームページ掲載	＜IRに関するURL＞ http://www.trans-action.co.jp/ir/ ＜ホームページに掲載している投資家向け情報＞ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料・PR情報、 有価証券報告書・四半期報告書、株主通信、 決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	＜IR担当役員＞ 専務取締役　中塚　莞爾 ＜IR担当部署＞ 経営企画部 ＜IR事務連絡責任者＞ 経営企画部　中島　英之	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス基本方針」において「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示し、透明性のある経営に努める。」と規定し、あらゆるステークホルダーに対する取り組みについて定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制については、基本的には企業の4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであると認識しており、その体制の整備について、以下の方針を定めております。

（1）当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・ グループ各社は、職務権限および業務分掌を明確に定め、組織間・組織内において、健全なけん制機能が作用する体制とする。
・ 当社グループは、コンプライアンスに関する基本方針、さらに取締役および使用人の行動規範として「コンプライアンス管理規則」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを周知徹底する。
・ 当社グループは、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置、運営することとし、必要に応じて取締役および使用人に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・ 当社グループは、コンプライアンス上の問題を自浄作用により、早期に発見・是正するための通報制度として、総務部を窓口とする「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、当社顧問弁護士を通報窓口とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・ 取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規則」に基づいて、適正に管理・保存する。取締役および監査役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

（3）当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・ 当社グループは、業務遂行から生じる様々なリスクへの管理・対応を定めた「リスク管理規則」を制定し、経営の安全性を確保しつつ、あわせて企業価値の増大を追求する。
・ 当社グループは、経営・業務に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、対策本部等が危機事態を収拾する。

（4）当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・ 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、グループ各社の経営計画と諸施策、その進捗状況、さらに事業運営にあたっての重要事項等を報告・審議する機関として、取締役（常勤）および常勤監査役、並びに子会社の社長、グループ各社の本部長・部室長が出席する経営会議を毎月１回開催する。
・ グループ各社は、それぞれの事業環境を踏まえた中期経営計画、各年度予算を策定し、それぞれの達成すべき目標・課題を明らかにする。

（5）当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・ 「子会社管理規則」に基づき、当社グループ全体の業務の適正と効率性の確保・向上に努めるとともに、親会社として適切な指導・監督を行う。
・ 当社グループ全体のコンプライアンス管理を統括する部門を総務部、リスク管理を統括する部門を経営企画部とし、グループ各社においてこれらに係る適切な諸施策を実施するとともに、グループ各社への必要な指導・支援を行う。
・ 内部監査室は「内部監査規則」に基づき、グループ各社の内部監査を行い、その結果を直ちに取締役社長に報告する。あわせて、取締役会及び監査役会あて報告チャンネルが担保されている。

（6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項およびその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役の業務補助のため監査役スタッフを配置し、その人事については監査役の同意を得ることとする。当面は、必要に応じて内部監査室スタッフが監査役から監査業務に係る事項の命令を受け、監査役の業務補助を行うものとする。なお、監査役の命令に従事する際は、その内部監査室スタッフは監査役の指揮下にあって、取締役からの独立性を保持する。

（7）当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・ 監査役は取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および当社グループにとって重要な事項の報告を受ける。
・ 取締役および使用人はグループ各社に重大な影響を及ぼす事項が発生、又は発生の恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかにその内容を監査役に報告するものとする。
・ 当社グループは、監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

（8）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388上に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（9）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・ グループ各社の取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、その実効性を確保すべく、監査役監査の環境整備に努める。
・ 監査役は当社の代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査法人および内部監査室と緊密な連携を図り、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」において「反社会的勢力の排除」を基本方針として掲げており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除いたします。この方針に基づき、当社グループでは当社総務部に審査・法務課を設置し、営業取引先・仕入先・業務委託先・管理部門購買先に関する反社会的勢力のチェックを実施し、反社会的勢力との取引防止に万全を期しております。

また、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関係機関との緊密な連携体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1)企業理念および適時開示に係る基本方針
当社グループは、雑貨の製造・販売を基盤として、企画・デザイン・印刷・アッセンブリー等のサービスを提供しております。その性質上、当社グループの事業は経済・社会と密接なつながりを持ち、当社に課せられた社会的責任を遂行するに当たっては、顧客をはじめ株主・投資家および社会全般からの信頼が不可欠であると考えております。
こうした認識のもと、当社は企業理念として
・ モノづくりを通し地球環境に配慮した製品を提供することにより社会貢献を行う
・ 「デザイン」「品質」「価格」に魅力ある製品を提供し豊かな生活文化に貢献する
・ 国際感覚を持ち既成概念にとらわれることなく新たな創造を続ける
を掲げ、当社グループの社会的役割を役員・社員が十分認識するとともに、入社式や社内研修、会議の場を通じ、常に共有を高めるよう努めております。
当社グループは、企業活動を行っていく上で、会社および役員、社員が遵守すべき行動規範である「コンプライアンス基本方針」により、ステークホルダーへの情報公開にかかる方針として「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示をし、透明性のある経営に努める。」ことを定めております。この方針に基づき、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(2)適時開示に係る社内体制の状況
当社の適時開示に係る社内体制は、代表取締役社長を最高責任者、情報開示担当役員を情報管理責任者、情報管理統括部門を経営企画部として、以下のとおり「情報収集」「分析・判断」「公表手続き」の手順および「教育」の体制をとっております。
1)情報収集
グループ内の各部門(当社各部室・子会社各社)に分散する種類・特性の異なる情報を迅速かつ網羅的に収集するため、当社内では各部門長を、子会社各社においては各社社長または情報管理責任者が別途指定する者を情報管理担当者として選任し、情報管理担当者は、適時開示規則および関連法令等により情報開示の検討を要すると判断した自部門の情報を情報管理統括部門に報告する体制としております。
また、情報管理統括部門は、子会社管理業務を通じて、必要に応じて子会社各社で開催される会議にオブザーバーとして出席し、子会社各社に関する情報の精度・鮮度の向上を図っております。
2)分析・判断
当社各部門および子会社各社から情報管理統括部門に集約された情報は、情報管理責任者を通じて最高責任者に報告されたのち、最高責任者および情報管理責任者は、適時開示規則および関連法令等に基づく重要事実に該当するか、また、投資家にとっての有用性を考慮した任意開示の必要性を含めて、情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう協議します。
最高責任者は、前記の協議を経て、適時開示の要否、開示内容および時期・方法を決定します。
3)公表手続き
情報管理責任者は、最高責任者による開示の実施の決定に基づき、金融商品取引所を通じて適時開示情報の開示を行うとともに、前記により開示した情報を、ホームページおよび決定した方法により公表します。
4)教育
会社情報の管理および適時開示に関する社内教育は、情報管理責任者の指示により、情報管理統括部門の責任者が実施します。
また、社内教育は、企業理念・インサイダー取引管理規則をイントラネットに掲示するほか、子会社各社を含めた役員・社員に対して教育研修を実施し、各種情報の管理および漏洩、不正使用の防止、適時開示の体制・手順に関するルールの周知徹底を図っております。

(3)適時開示に係るモニタリング
当社では、業務運営の状況を監視するモニタリングは内部監査室による内部監査により行われ、会社情報の適時開示については、業務監査、遵法性の監査の観点から、適時開示規則および関連法令等、インサイダー取引管理規則に基づいた適時・適法・正確な開示が行われているか監査されております。
内部監査の結果は、監査報告書として取締役社長に報告のうえ被監査部門(経営企画部)の責任者に通知され、取締役会、監査役会へ報告されます。
被監査部門の責任者は、監査報告書による指摘事項等について、内部監査規則に定められた方法により回答書を作成し、監査責任者に提出し、監査責任者は、提出された回答書をとりまとめ、取締役社長に報告しております。
また、監査責任者は、指摘等の対応状況につき適時、調査・確認し、この結果については適時とりまとめ、取締役社長に報告しております。

(4)適時開示に係る情報の取扱いおよびインサイダー取引の管理
当社では、インサイダー取引管理規則において重要事実の取扱いを定め、インサイダー取引の未然防止を徹底しております。適時開示に係る重要事実については、情報管理の徹底および不正使用を厳禁するとともに、当該事実が未公表の重要事実に該当すると判断される場合には、当該情報が公表されるまで当社株式等の売買を禁止しております。

株式会社トランザクション

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制図

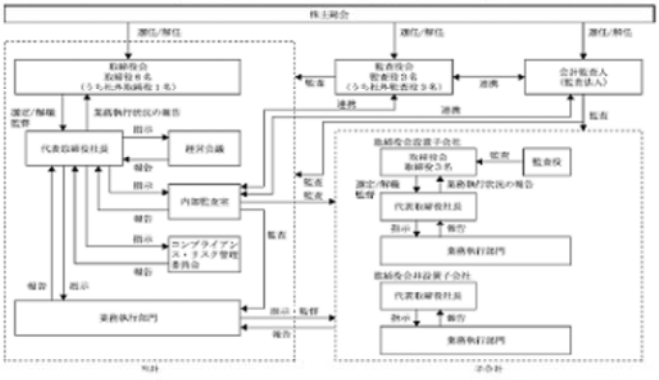

株式会社トランザクション

